

日韓非正規労働フォーラム二〇〇九をふりかえって

遠藤公嗣

明治大学経営学部教授

はじめに

二〇〇九年二月四、五日の両日に、韓国ソウル市南部にある中央大学の大学院国際会議室で、「日韓非正規労働フォーラム二〇〇九」と名付けた学術研究シンポジウムを開催した。日韓あわせて約二〇〇名の参加者があり、盛会であったといえると思う。日本からの参加者は五二名であった。研究者、弁護士、大学院生のほか、コミュニティ・ユニオン全国ネット、日本労働組合総連合会（連合）、全国労働組合総連合（全労連）、全国労働組合連絡協議会（全労協）それぞれの傘下にある労働組合の役員も参加した。韓国側の参加者もまた、研究者、弁護士・裁判官、大学院生のほか、韓国労働組合総連盟（韓国労総）と全国民主労働組合総連盟（民主労総）の役員や傘下組合員などであった。

フォーラムの主催者は、日韓非正規労働フォーラム二〇〇九組織委員会であった。日韓両国の研究者が共同でフォーラムを立案し企画した

ので、日韓両国の研究者のみで組織委員会を構成した。日韓両国の研究者は、一九九〇年代後半以降に両国で増加した非正規労働者の劣悪な処遇を問題として感じていて、その問題解決に寄与したいとの思いがあり、その個人的な研究交流のなかからフォーラムを立案し企画したのである。そして、フォーラム開催に向けての準備実務すべても、日韓両国の研究者が担った。私は、日本側組織委員長として、このフォーラムを主催する立場にあった。

フォーラムのプログラムの概要は別記のとおりである。日韓の報告者二人の全員が論文を提出し、それら提出論文はすべて日韓両語に翻訳されて、厚さ二センチの予稿集として参加者に配布された。フォーラムにおける発言は、司会も報告も討論もすべてが日韓同時通訳であった。以下では、フォーラムの提出論文を読み、また報告と討論を聞いて、私が考えたこと感じたことを述べてみたい。そして最後に、フォーラムの意義と今後について、私見を述べたい。

1 非正規労働者の位置づけ

フォーラムの第一セッションは、非正規労働は両国それぞれの雇用労働の世界でどのような労働として存在するのか、非正規労働に従事しているのはどのような労働者なのか、を検討するためのセッションであった。ジョン・イファン報告によれば、韓国では、非正規労働者の定義について議論があつて、異なる定義によって非正規労働者の推計数も異なるが、その広い定義をとった場合、雇用労働者のなかでの非正規労働者の比率は日本よりもずっと高いこととなる。非正規労働者には、都市の零細企業などの労働者や、インフォーマルな経済に従事する様々な労働者がふくまれる。他方、野村正實報告は、日本の非正規労働者の問題を秋葉原殺人事件などと関連させ若者問題として理解する傾向があるが、それは正しくない、ということ強調した。

両報告を聞きながら、以前から感じていたことを私はますます自覚できた。やや脱線ながら、私見をあえてここで記したい。私見では、非正規労働者の位置づけは、正規労働者が社会でどの程度まで確立していたかを考察することによって、明らかになる。このことを内部労働市場との概念をつかっているか、内部労働市場の確立（内部化とよぶ）がどの程度なのかの考察から、非正規労働者を位置づけることであ

フォーラムのプログラム概要

第1日 (12月4日)

第1セッション 非正規労働と雇用モデル 司会者：イ・ビョンフン (中央大学)

ジョン・イファン (ソウル産業大学)「非正規労働と韓国雇用体制の性格」／討論者：横田伸子 (山口大学)

野村正實 (東北大学)「正規労働」と「非正規労働」？－日本における雇用バッファ－／討論者：チョ・ソンジェ (韓国労働研究院)

第2セッション 非正規労働と政策 司会者：中村和雄 (京都弁護士会)

ジョン・ビョンユ (韓神大学)「韓国非正規労働問題の実態と対案」／討論者：長井偉訓 (愛媛大学)

伍賀一道 (金沢大学)「規制緩和と政策の展開と非正規労働－間接雇用を中心に－」／討論者：イ・ホグン (全北大学)

第3セッション 非正規労働と法 司会者：ド・ジェヒョン (梨花女子大学)

パク・スグン (漢陽大学)「韓国における非正規労働と法－契約職と派遣労働者を中心に－」／討論者：萬井隆令 (龍谷大学)

脇田滋 (龍谷大学)「労働法の規制緩和と非正規雇用－労働者派遣法を中心に－」／討論者：カン・ソソテ (漢陽大学)

第4セッション 非正規労働と労働運動 司会者：阿部誠 (大分大学)

ウン・スミ (韓国労働研究院)「韓国非正規職労働者の組織化－現況、原因、対案－」／討論者：木下武男 (昭和女子大学)

遠藤公嗣 (明治大学)「非正規労働者の組織化－企業内組合と個人加盟ユニオン－」／討論者：キム・ソンヒ (韓国非正規労働センター所長)

第2日 (12月5日)

第5セッション 非正規労働と社会保障 司会者：シン・グァンヨン (中央大学)

キム・ヨンミョン (中央大学)「韓国非正規職の社会保障実態と保護政策の方向」／討論者：武川正吾 (東京大学)

岩田正美 (日本女子大学)「非正規労働者と第2のセーフティネットをめぐって」／討論者：ユン・ジョンヒャン (韓国雇用情報院)

第6セッション 非正規労働と女性 司会者：松丸和夫 (中央大学)

クォン・ヘジャ (韓国雇用情報院)「女性の短時間非正規職勤務に長所はあるのか－女性の短時間勤務と他の非正規勤務の実態分析－」／討論者：大槻奈巳 (聖心女子大学)

大沢真知子 (日本女子大学)「日本のパートタイム労働者－その変遷と特徴－」／討論者：シン・ギョニア (翰林大学)

総合討論 司会者：ユン・ジンホ (仁荷大学)

討論者：キム・ユソン (韓国労働社会研究所) イ・ビョンフン (中央大学)

木本喜美子 (一橋大学) 高須裕彦 (一橋大学)

る。正規労働者は非正規労働者の対極にある存在なので、正規労働者から非正規労働者を考察すると、わかりやすいのである。

日本では、通説にしたがえば、一九二〇年代から労働者を企業内に定着させ移動を封鎖しようとする大企業の経営傾向が見られる(内部化第一段階とよぶ)。また、私が重視するところの、労働者が解雇反対闘争をおこない雇用保障を要求して、それを経営者の肝に銘じさせるのは、一九四五―五〇年代前半である(内部化第二段階とよぶ)。その後、高度経済成長と相まって、正規労働ないし内部労働市場の規範化がすすんだ。これが逆転して、内部労働市場の揺らぎが経営者に自覚されるのは、一九九〇年代半ばのバブル経済崩壊後である。それは第二段階から四〇年以上が経過している。

韓国では、日本敗戦による日本企業の撤退と朝鮮戦争があり、韓国大企業が安定的に成立するのは、いいかえると内部化第一段階は、どれほどさかのぼっても、一九五〇年代後半以降である。私は詳しくわからないけれども、一九六〇年代以降といってもよいであろう。ついで内部化第二段階は、一九八七年の労働者大闘争より後のはずである。その後一九九八年の経済危機を迎え、内部化第二段階が逆転して、内部労働市場の揺らぎが経営者に自覚される。それは第二段階から一〇年余の経過にすぎない。

日韓を比較すると、韓国における内部労働市場の形成は日本より遅いうえに、揺らぎはじめ

るまでの期間が日本より短いことがわかる。すなわち、内部労働市場の確立の程度が低い。ということとは、近代化がすすむ以前から都市に存在した様々な労働者（日本の労働史研究で「都市雑業層」とよばれた労働者に近いと思う）が広範に残存したまま、内部労働市場の形成と揺らぎをむかえている。こうした労働者が、現在の韓国では、非正規労働者の多数と認識されているであろう。他方、日本では、内部労働市場の確立の程度は高い。ということは、近代化以前の系譜を引く都市の様々な労働者は減少し、かわって、日本の内部労働市場のあり方に適合的な非正規労働者が新しく誕生し増加した。主婦のパートタイム労働者は、その典型である。こうした新しい非正規労働者が、現在の日本の非正規労働者の多数と認識されているであろう。さて、前記のことはジェンダーに関係する。

非正規労働者の性別について、日本では女性が多数であるのに対し、韓国では男性と女性がほぼ同数であることが知られている。それはつぎのように説明できよう。日本の内部労働市場の特徴は、そのなかで働く労働者は男性であり、その家族は男性稼ぎ主型家族であることを、強固に想定して確立したことである。したがって日本における内部労働市場の確立は、男性稼ぎ主型家族の確立とほぼ並行し、両者は同義ですらある。その場合、主要な稼ぎ手でない女性が何かの理由で労働力化するならば、それは主要な稼ぎ手でなくてよい非正規労働者としての労働力化となり、外部労働市場における労働力化となる。すなわち、男性稼ぎ主型家族と表裏一体にあったのが、外部労働市場で働く非正規労働者の多数が女性となった現象であった。ところが、一九九〇年代半ばのバブル経済崩壊後しだいに、非正規労働者のなかに若年男性が目につくようになる。これは日本の内部労働市場の揺らぎを示す現象の一つである。もし、揺らいでいないならば、多くの若年男性労働者は内部労働市場に吸収されていて、非正規労働者に存在しないはずだからである。

他方、韓国では、その内部労働市場のジェンダー関係がどうであれ（私は残念ながらよく知らない）、近代化以前の系譜を引く都市の様々な労働者が非正規労働者の多数である。これをジェンダーでいいかえると、とくに女性が非正規労働者の多数になるわけではないこととなる。こうした男女の労働者が一九九〇年代末になって非正規労働者として注目されるのである。

2 非正規労働者の処遇と対策

第二セッションと第三セッションは、非正規労働者が現在おかれている処遇は劣等なものであり、改善の対策をとる必要があるという認識を前提とし、その対策のあり方を検討するために設定したセッションであった。日韓の計四本の報告を聞いて、結果として、日韓の差がもつとも大きいテーマであったことを、私はあらた

めて痛感した。

韓国側のジョン・ビョンユ報告もパク・スゲン報告も、韓国で二〇〇六年末に制定された非正規労働者保護関連諸法（期間制法の制定、労働者派遣法の改正、労働委員会法の改正など）の存在を前提にしていた。これは、もちろん、報告としてあまりにも当然であろう。そのうえで、その本格施行が二〇〇九年七月だったこともあり、その二年余の間の法の運用実態を検討し評価して、不十分な点と改正されるべき点を議論するものであった。

日本側の報告はどうか。佐賀一道報告は、間接雇用の拡大に注目するとともに、非正規労働者に依存する業種が拡大し、それが正規労働者の働き方にも悪影響があることを述べ、そのようなビジネスモデルの規制が政策課題であることを指摘した。協田滋報告は、労働者派遣法の度重なる規制緩和を顧みて、それが非正規労働者の劣等処遇を拡大していることを述べ、その抜本的改正が緊急課題であることを指摘した。

韓国では明白な立法政策がすでにとられて是正の経験が積み重ねられているのに対し、日本では明白な立法政策というものはまったくとられていない。それどころか、非正規労働を促進する政策がなお主流である。だから、日本について報告する研究者は、対策がないために非正規労働者の状況が悪化していることを指摘して、対策の必要性を強調する、という報告にとどまる。日韓両国の間の差は非常に大きいといわなければ

ばならない。

韓国の非正規労働者保護関連諸法は、非正規労働者の対策として、かなり踏み込んだ高度な内容であることは留意すべきである。バク・スグン報告で言及された一例では、改正された労働者派遣法第二十一条は「派遣元と派遣先は派遣労働者であることを理由に派遣先の事業内の同種または類似の業務を遂行する労働者に比べ派遣労働者に差別処遇をしてはならない」とのことである。そして、労働委員会による差別是正の制度が導入され運用されている。私見では、この第二十一条の文言は「同一価値労働同一賃金」概念の影響があるように思われる。また、これが「差別」であると明言されていることも、私は重要であると思う。さて日本でも、二〇一〇年になって、労働者派遣法の微温的改正案がようやくまとまった。日本のこの微温的改正案の内容はもちろん、労働側が要求した改正案の内容と比較しても、韓国の非正規労働者保護関連諸法の内容は高度であると思う。なおジョン・ビョンユ報告は、非正規労働者保護関連諸法による差別是正制度の実効性が低いことを指摘しているけれども、それを考慮してもなお、日韓の差は大きいといわなければならない。

3 非正規労働者の労働組合組織化

第四セクションは、非正規労働者の労働組合組織化の現状と、とるべき組織化の方向を検討

するセクションであった。日韓両国とも、非正規労働者の増加が注目を集めてから、その組織化が労働組合の重要な課題となっている。非正規労働者の組織化については、日韓両国で似ているところもあれば違うところもある、というのが私の感想である。

ウン・スミ報告によれば、労働組合の全国組織（韓国労総と民主労総）および産別組織は、日本の全国組織や産業別連合団体よりもはるかに、非正規労働者の組織化における活躍度が高く、また、本格的な組織化に着手した時期が早かったといつてよい。韓国における非正規労働者の組織率は三・四パーセント（二〇〇九年）であって、日本よりは組織化がすすんでいるかもしれない。なお日本の労働統計では、非正規労働者全体の組織率は不明である。

ウン・スミ報告は、非正規労働者の労働組合組織化について、全国ないし産業、地域、企業のレベルにわけて状況を説明した。すなわち、つぎのとおりである。①産別組織の非正規労働者支部が結成された。②地域レベルで「地域一般労組」と「業種・職種労組」が非正規労働者を組織した。③大手民間企業に働く間接雇用労働者（契約社員や社内下請け労働者）が労働組合を結成し、すぐに争議に突入するが、争議もふくめた全体が組織化プロセスであった。

日本の状況と対比すると、つぎのコメントとなる。①については、こうした支部組織は日本にほとんど存在しない。②については、韓国の

「地域一般労組」と「業種・職種労組」は、日本の「個人加盟ユニオン」に相当に似ている。

なお「個人加盟ユニオン」については、遠藤公嗣報告で重視して考察した。③については、こうした間接雇用労働者の労働組合と組織化プロセスは日本に存在しない。なお遠藤公嗣報告によれば、日本の自治労の傘下には、臨時・非常勤職員ないし民間委託事業で働く非正規労働者だけを組織した二〇〇近くの労働組合が存在する。非正規労働者だけを組織する労働組合を、これほど多数、その傘下に置く産業別連合団体は、自治労が日本ではほぼ唯一である。もともと、これら非正規労働者の労働組合が争議に突入する例はごく少数である。

ウン・スミ報告は、非正規労働者の組織化が容易でないことを指摘し、そのいくつかの理由を述べた。たとえば、非正規という雇用形態が組織化に不利であること、などである。この状況と理由は、日本との差は少ないように思われた。ただし、韓国労働法の規定によれば、労働協約は組合員のみしか適用されない。この規定は企業横断的に組織される労働組合に不利であって、それが非正規労働者組織化の障害になるなど、法制面における障害は、韓国は日本よりも大きいように思われた。

4 非正規労働者の社会保障

第五セクションは、非正規労働者にふさわし

い社会保障制度とはどうあるべきかを検討するセッションであった。問題の所在は日韓両国で共通している、というのが報告を聞いた私の感想であったが、問題の解決をどの方角から考察するかについては、日韓の報告で微妙な違いがあったとも私は思った。もともと、違いは相互に矛盾するものではない。

キム・ヨンミョン報告は、韓国の主要な社会保障制度（国民年金、健康保険、雇用保険、退職金など）の適用率について、正規労働者は高く（九〇パーセント前後）、非正規労働者は低い（二〇パーセント前後）ことを指摘した。そして、非正規労働者が社会保障制度の「死角地帯」となっていることを強調した。岩田正美報告は、日本の社会保障制度が男性正規労働者とその被扶養家族をモデルとした制度であって、これを第一のセーフティネットとよぶならば、多くの非正規労働者がそこから排除されていることを指摘した。すなわち日韓両国で共通する問題は、既存の社会保障制度が非正規労働者をカバーせず排除していることである。

キム・ヨンミョン報告は、この問題を解決するために、一つは、国庫支援や租税優遇措置によって非正規労働者の社会保険料負担を緩和すること（ビスマルク社会保険原理の「柔軟化」と報告はよぶ）、今一つは、公的財源による普遍的基礎年金制度や租税財源による失業扶助制度を追加的に導入すること（ベバリッジ原理を内包した社会保障制度と報告はよぶ）、の二つを提

案した。この提案は、既存の社会保障制度を制度改革し、改革された制度によって非正規労働者をカバーするという方角からのものであるように思われた。

岩田正美報告は、二〇〇八年末以降に自民党政権と民主党政権でとられた緊急雇用対策に言及し、これが第二のセーフティネットと呼ばれることを指摘した。私見では、第二のセーフティネットは、失業した非正規労働者に対するアクティベーション（就労化）という新たな考え方の側面をつよくもつと思う。また岩田正美報告は、第二のセーフティネットと、最後のセーフティネットとよばれる生活保護制度との関係が整理されていないこと、二つのセーフティネットが並行的で場当たり的に拡張されているにすぎないこと、を批判した。岩田正美報告は、新たな考え方であるアクティベーション政策と、既存の生活保護制度の関係整理を強調したのであって、いわば、後者からの問題解決へのアプローチについてよいと思う。

5 女性のパートタイム労働

第六セッションは、非正規労働と女性の関係を検討するセッションであったが、日韓両国の報告者とも、女性のパートタイム労働者についての考察を報告した。報告を聞いた私の感想は、女性のパートタイム労働者の存在形態について、日韓では違いがあるのかもしれない、というこ

とであった。

クォン・ヘジャ報告は、文字どおりの短時間労働者（週三六時間未満就業）にかぎって、その諸特徴を考察した。報告によれば、韓国のこの意味での女性短時間労働者は九四万人いて、女性労働者の約一四パーセントをしめる。なお韓国では、この意味での女性短時間労働者は、女性非正規労働者の比較的少数をしめるにとどまり、別の非正規労働者カテゴリーである臨時労働者が、女性非正規労働者のはるかに多数をしめる。そして、日本のいわゆる疑似パートに匹敵する労働者は、この臨時労働者にふくまれると考えられる。

報告された諸特徴の中で私が注目したのは、その換算された時間あたり時給（以下では時給とよぶ）水準の高さである。報告によれば、女性短時間労働者の時給水準は正規労働者の八七・五パーセントと高く、また、他の非正規労働者カテゴリーの時給水準よりも高いとのことである。ところで、日本の同じ短時間労働者（週三六時間未満就業）の時給水準は、正規労働者の時給水準の八七・五パーセントよりも相当に低いパーセント水準であるはずである。とすると、韓国の女性短時間労働者は、日本の女性短時間労働者と、少し違う存在形態をもっているのではないか。そして、この疑問は、韓国における内部労働市場のジェンダー関係が日本のそれと少し違うのではないか、という疑問につながる。この疑問の研究は今後の課題であらう。

大沢真知子報告は、日本における女性パートタイム労働者の増加が合理的であったのは、①戦後における内部労働市場の発展と労使関係のしくみ、②妻の無償労働を支援する税制や社会保障制度、③男性稼ぎ主型家族ないし性別役割分業、が存在したからであったが、しかし現在の合理性は失われていることを指摘した。私はこれにほぼ同意見である。そして、この「合理性」からは、韓国にみられるような女性短時間労働者の高い時給水準は想定できないように思われるというのが、前記した私の疑問である。

大沢真知子報告を聞いて私があらためて感じたことは、日本の非正規労働者についての大沢真知子報告のような認識が、日本でしだいに普及していることであり、しかし、男性の労働研究者とくに労使関係研究者と男性の労働組合役員には、あまり普及していないことである。この両者の認識ギャップは大きい。この大きな認識ギャップを埋めることが、日本での問題解決への前進となると私は思う。

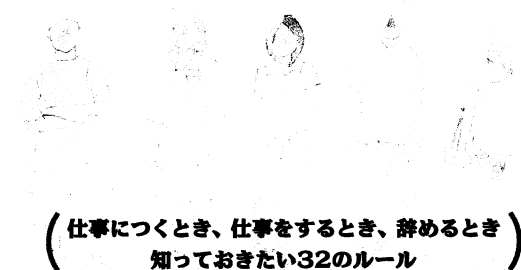
6 フォーラムの意義と今後

フォーラムの開催は意義深いものであったと私は思う。

第一の意義は、日韓の事情を比較しながら、非正規労働者について日韓それぞれの諸問題を考察し理解を深める絶好の研究機会となったことである。私自身がどのように考察し理解を深

好きな仕事を続けるために！

きみたちを待っている
社会や会社や仕事は
今どうなっているのでしょうか。
フリーター、格差、成果主義、
ワーキングプア：
「働くルール」を一緒に
考えませんか。



(仕事につくとき、仕事をするとき、辞めるとき)
知っておきたい32のルール

Work Rule

15歳の最新刊！ ワークルール

道幸哲也 / 著

北海道大学教授、北海道労働委員会会長代理、
北海道地方最低賃金審議会会長、日本労働法学会元代表理事

定価 1,365 円 (税込)

A5 判 / 140 ページ
ISBN 978-4-8451-1021-6

<http://www.junposha.co.jp>

〒112-0015 東京都文京区目白台 2-14-13
Tel: 03-3943-9911 Fax: 03-3943-8396

旬報社

めたかは、前記したとおりである。ところで私は、フォーラムを組織する前に、つぎのように執筆したことがあった。「現代日本における雇用・労働政策の変容を研究するうえでの、日韓比較の重要性に留意したい。これまで、国際比較研究は数多くおこなわれてきたが、その大多数は欧米諸国と日本の比較研究であった。しかし現在では、日韓比較はより重要な意義をもつだろう。韓国はすでに先進工業国となり、雇用労働の分野において日本と類似した政策課題を抱える。そして、社会構造としては、欧米諸国よりもはるかに、韓国は日本に類似する。では、類似した社会で類似した政策課題を抱えると、実施された政策の志向も類似するのか。実際はそうでなく、大小の差異がある。この差異の比較研究は、欧米諸国との差異の比較研究よりも、実り多いものになる可能性が高いのである。」その後、はからずもフォーラムを組織することになり、これを実感することになった。感慨深いものがある。

第二の意義は、労働研究についての日韓交流を促進できたことである。これまで、労働組合間の日韓交流は各レベルであり、また、労働研究のとなりの社会保障研究などでは日韓交流が盛んであった。ところが、労働研究の日韓交流については、盛んとはいえない状態であった。しかし、盛んでない状態は日韓の戦後史をふりかえると適切ではない。そのような思いで、組織委員長としてのフォーラム開会の辞として、

私はつぎのように述べた。「第二次世界大戦後の韓国と日本の労働問題と労働政策は、密接に関係して展開してきました。例として、その最初をふり返りましょう。戦後の日本における最初の労働組合結成は、戦争中に、北海道の炭坑に強制連行された朝鮮人炭坑労働者が、戦争直後の一九四五年九月に、帰国や賃金支払いや戦争中にうけた暴行への謝罪を要求して立ち上がったことでした。これに刺激されて、一〇月から、日本人炭坑労働者による労働組合結成がすすみました。それが、日本人による戦後の労働組合の最初でした。また一二月に制定された日本の労働組合法は、朝鮮人労働者の組合結成を考慮して、団結権その他に労働者の国籍を問わない法解釈を明確にしました。これは、日本の社会立法として珍しい特徴でした。今日、韓国と日本の多数の方々がこのフォーラムに参加され、非正規労働者をめぐる労働問題の現状と原因と対策を、ともに考察されることに、敬意を表します。それは、労働についての両国の関係にふさわしいと私は思います。このフォーラムは、韓国と日本の研究者と、それに労働者が、問題解決のために連帯する証（あかし）です。このフォーラムが大きな成果を上げることが期待しています。」この期待のとおり、フォーラムはそれなりの成果を上げることができたと私は思っている。

フォーラムの報告論文をあつめた日本語版図書については、諸般の事情により、その出版を

断念しなければならなかった。その部分的な代わりとして、日本側提出論文原稿についてのみを私のホームページ「遠藤公嗣の研究室」(<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~endokosh/>)で公開した。韓国語版図書については、二〇一〇年末ごろに韓国で出版の予定である。

さて日韓両国の組織委員会、フォーラム終了日の夜に、フォーラムの総括と今後について簡単な話し合いをもった。フォーラム開催を達成できたという心地よい疲労感の共有とともに、合意したことは「フォーラムの第二回はある」「第二回は日本で開催、を考慮」開催時期は今後に検討」ということである。私の希望としては、東京で二〇一一年中に第二回フォーラムを開催したいと思っている。第二回フォーラムでは、第一回フォーラムの反省すべきところを改善し、より実り多いものとなるように努力して、非正規労働者の諸問題解決のために日韓が連帯する証（あかし）をさらに明確に、さらに大きくしたいと思う。

（えんどう こうし）